

「千葉県食品等安全・安心協議会」を設置し、食品等の安全・安心の確保に関する事項について調査審議、意見の提出などを行います。

千葉県食品等安全・安心協議会

1 協議会の役割

食品等の安全・安心の確保に関する事項を調査審議し、これに関し必要と認める事項を知事に答申し、又は建議すること。

2 委員の構成

①学識経験を有する者 ②事業者を代表する者 ③消費者を代表する者 など 20名以内で構成する。

3 協議会での審議の流れ

